

令和6年度交付要綱の変更について

令和6年4月から医師の働き方改革関連法が施行されたことにより、本補助金の交付要綱が変更されました。主な変更点は、下記の表に記載しています。詳細に関しては「交付要綱 別記1」を参照して、ご確認いただくようお願いいたします。

【主な変更点】

該当箇所	新	旧
交付要綱 別記1 4 交付要件(3)	特定労務管理対象機関の指定 (または指定を受ける予定の) 医療機関であること。未指定の 医療機関の場合は医療機関勤 務環境評価センターの評価を 受審済みであること。	直近過去1年間のうち一度で も月の時間外・休日労働が80 時間を超える医師を雇用して いる若しくは雇用を予定して いる医療機関
交付要綱 別記1 5 算定方法等(1)	当該医療機関が病床機能報告 により都道府県へ報告してい る最大使用病床数1床当たり 基準単価を133千円とする。な お、報告している病床数が20床 未満の場合は、20床として算定 する。 ただし、面接指導実施医師が、 3人以上又は特定対象医師10 人当たり1人以上いる場合に は1床当たり基準単価を266千 円とする。	当該医療機関が病床機能報告 により都道府県へ報告してい る最大使用病床数1床当たり 基準単価を133千円とする。